

第 1803 回 (11 月 18 日)

米国 96 年農業法と緊急農業支援

——デカップリングのゆくえ——

(東京経済大学) 手塚 眞

アメリカの 1996 年農業法は、それまでの不足払いを廃止し、総額 357 億ドルの固定支払に置き換えた (1996 年会計年度から 2002 年会計年度まで)。支払額は、各会計年度毎にも固定され、現在の作付面積や生産、あるいは作物価格との関係が一切断たれることとなった。96 年農業法が、農民に対する支払を生産からいっさい切り離して固定したということは、裏面から見れば、不足払いの条件として要求されていた作付と生産に関する様々な規制の大半が存在意義を失ったことを意味する。従来の減反政策が存在意義を失った背景のひとつには、農産物貿易の世界化に伴い、国際価格の引き上げを米国一国の減反で実現することはますます困難になり、減反を行うことが結果的に輸出シェアの低下という形で米国の利益を損ねるという認識が広く共有されてきていることが考えられる。

このように生産から切り離された固定支払いが導入されたものの、生産と補助との関係を弱めていこうとする動きは、既に 80 年代半ば以降の一連の改革のなかで進んでいたものであり、96 年法はそうした連続的な変化のなかで位置づけて捉えられるべきものであろう。また固定支払の導入の過程、あるいは 98 年および 99 年に決定された緊急支援 (追加的固定支払) に関する議会内での論戦では、これらをデカップリングの文脈のなかで論議することは殆どなかったといえる。むしろデカップリングと米国農業政策の関係は、多国籍間貿易交渉にかかわる議論のなかで浮上してきたのである。

固定支払とデカップリングに関する問題が政治的争点として浮上するきっかけは、1999 年 6 月 23 日の下院農業委員会公聴会におけ

る論議であった。公聴会においてコンペスト農業委員会委員長と農務省との間で、98 年緊急農業支援の追加的固定支払の性格付け (「緑」の政策かどうか) をめぐって議論が交わされたのである。その際、農務省は、99 会計年度歳出予算法の追加的「固定支払」が、「農業協定付属書 2」の厳密な規定の範囲外にある可能性が否定できないこと、またこの支払を「緑」の政策として位置づけた場合、他の国々も追従して緊急支援を行い、それを「緑」の政策と主張するおそれがあること等を指摘した。こうした事態は、今後の WTO 交渉における米国の交渉力を弱めることを意味する。

もしも追加的「固定支払」が「黄色」の政策であるならば、民主党が従来主張してきたような生産と結びつけられた支援策と、今回のような追加的「固定支払」は、WTO の農業協定に関して、差異が無いということになる。従って、たとえ 96 年法で規定されている「固定支払」は維持されたとしても、それに加えて、例えば、融資単価を引き上げて「融資不足払い」を増額するというような形での妥協が、民主党と共和党との間で成立する可能性は否定できないであろう。このことは当然、米国の農業政策が「完全なデカップリング」からは後退することを意味する。こうした背景を踏まえた上で、次期農業法がどのように論議されていくのか、その動向について注視していく必要がある。

(文責・立川雅司)